

# 無電柱化対策に関する調査

〈調査結果に基づく所見表示〉

## 参考資料

平成 26年 8月 27日  
九州管区行政評価局

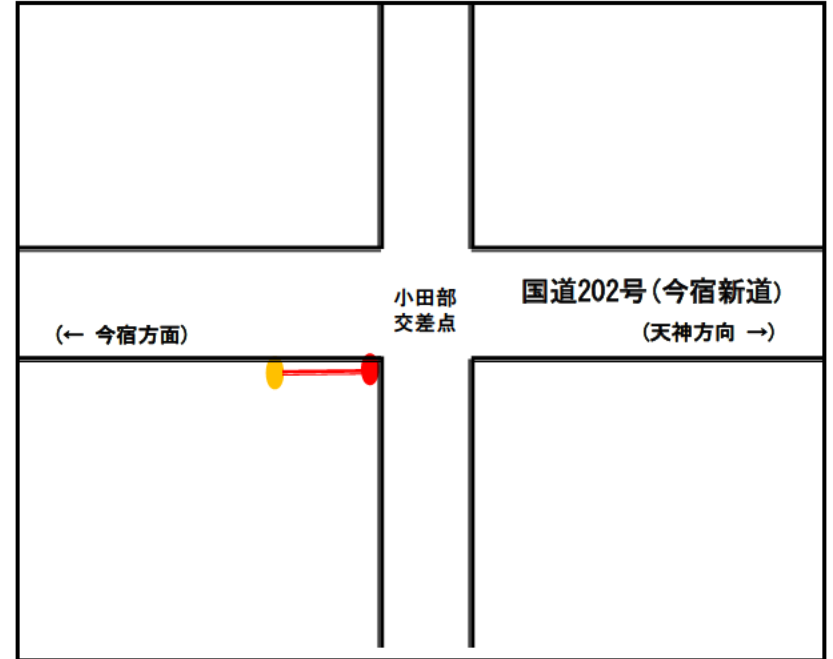
# 当局の指摘した事例① 国道202号小田部地区

## 【信号機と車両感知器間に架空線が残存】



(平成26年4月30日当局が撮影)

## (位置図)



(注) ●は信号機、●は車両感知器、「—」は架空線を表す。

事業予定地付近の住民の同意が得られず、歩道への埋設工事が行われなかったため、信号機と車両感知器の間に架空線が残存している。

※ 当局が電線共同溝平面図を確認したところ、架空線が残存している歩道に、電力系及び通信系の管路が埋設してある。

## 当局の指摘した事例② 国道202号小田部地区

### 【信号機と電柱間に架空線が残存】



(平成26年4月30日当局が撮影)



(平成26年6月27日当局が撮影)

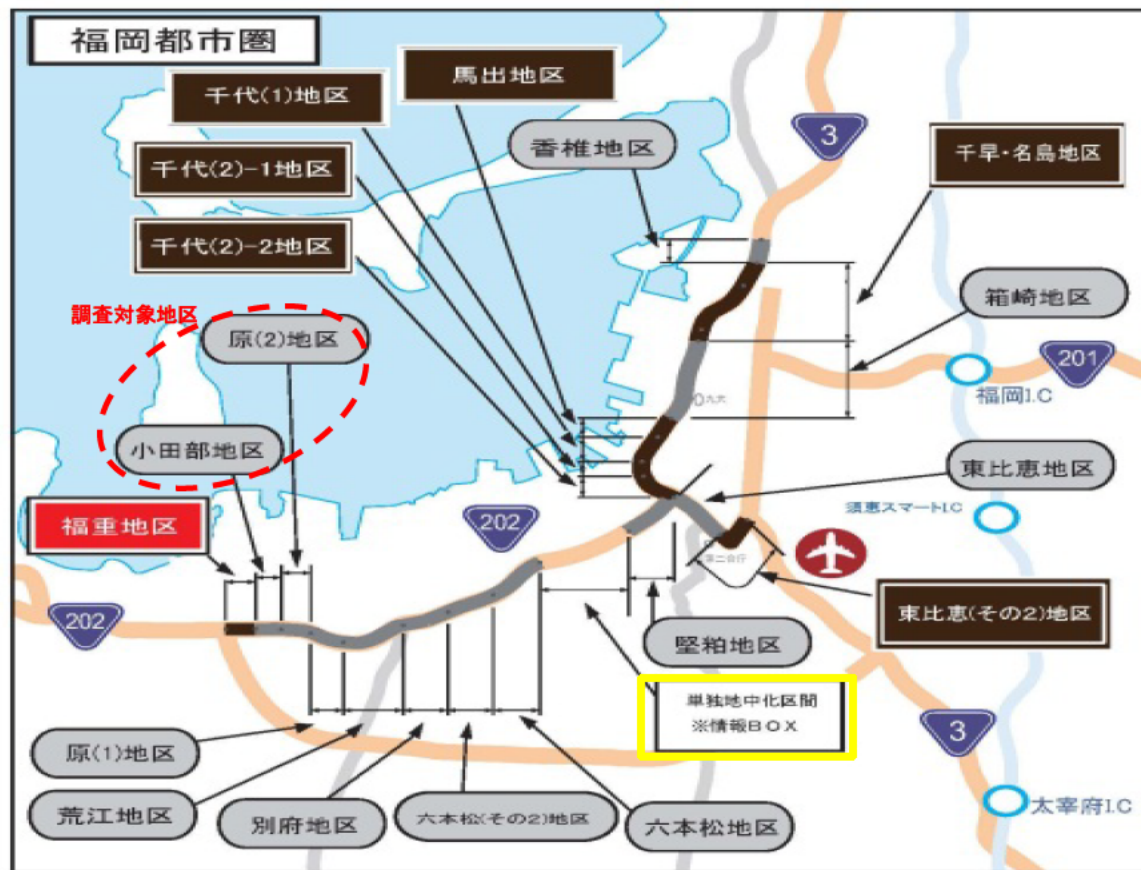
当局が現地を確認したところ、架空線が2本残存。(左の写真)

このうち1本の架空線は、電線管理者と信号機施工業者の間の連携不足のため、無電柱化区域内の信号機から同区域外の電柱の間に残存している。

※当局の調査を契機として、平成26年6月に電線管理者が、架空線1本を撤去(右の写真)

もう1本の架空線について、福岡国道事務所は、当該架空線は無電柱化整備区間に設置された信号機から整備区間外の市道に設置された車両感知器との間を結ぶものであり、信号機と車両感知器の連動のため必要なものであるとしている。

# 福岡都市圏における無電柱化事業の状況(福岡国道事務所)



## 《原(2)地区》

整備箇所：福岡市早良区飯倉3丁目～原5丁目  
整備延長：1.46km

## 《小田部地区》

整備箇所：福岡市早良区原5丁目～小田部4丁目  
整備延長：2.08km

(注) 図の中で「単独地中化区間」とあるのは、電線管理事業者が無電柱化事業を実施した区間であり、電線共同溝法に基づき、福岡国道事務所が施工した区間ではない。  
なお、当該区間は、福岡市博多区祇園町交差点～中央区赤坂3丁目交差点 (0k520～3k710程度)である。

### 凡 例

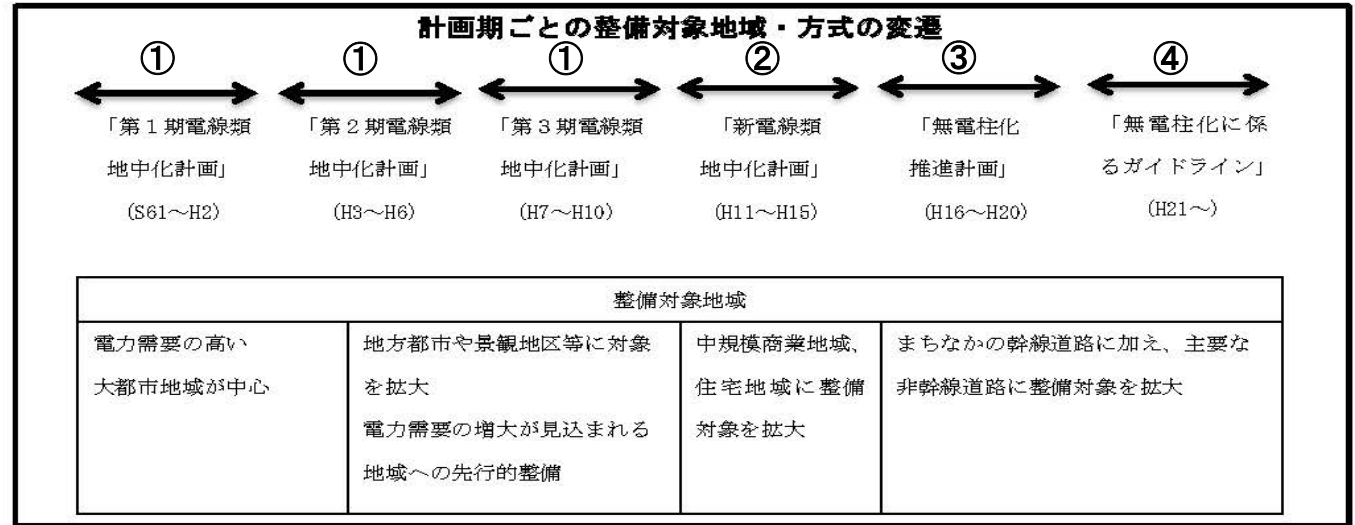
事業箇所 (25年度施工箇所)	
事業箇所 (25年度完成予定箇所)	
完成箇所 (単独地中化含む)	

(注)福岡国道事務所HPより抜粋

# 無電柱化推進計画等

## 1 無電柱化に係る計画の推移

- ① 電線類地中化計画
- ② 新電線類地中化計画
- ③ 無電柱化推進計画
- ④ 無電柱化に係るガイドライン



(注) 国土交通省ホームページを基に、当局が作成した。

## 2 無電柱化に係るガイドラインにおける無電柱化事業の対象箇所

市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所

## 3 閣議決定における無電柱化の推進

- (1) 第三次社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)  
市街地等の幹線道路の無電柱化率を23年度末の15%から28年度末には18%とする目標
- (2) 経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)  
無電柱化などの景観や防災に配慮したまちづくりを推進すると明記

# 国土交通省及び九州地方整備局が算出した管内の緊急輸送道路等における無電柱化率

## 国土交通省道路局環境安全課が算出した管内の緊急輸送道路及びバリアフリー法特定道路における無電柱化率

(単位: km、%)

区分	九州管内			福岡県			福岡市			
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	
緊急輸送道路	無電柱化整備道路延長(分子) a	1,344.70	1,644.98	1,704	272.42	411.60	460	—	—	—
	緊急輸送道路延長(分母) b	24,106	24,106	24,586	4,192	4,192	4,362	—	—	—
	無電柱化率 a/b	5.58	6.82	6.93	6.50	9.82	10.55	—	—	—
バリアフリー法特定道路	無電柱化整備道路延長(分子) c	—	34.32	36	—	11.75	11.70	—	—	11
	特定道路延長(分母) d	—	377.32	377	—	263.08	263.10	—	—	22
	無電柱化率(c/d)	—	9.10	9.55	—	4.47	4.45	—	—	50.00

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 本表は、国土交通省道路局環境安全課に依頼して得た数値を記載している。  
 3 緊急輸送道路について、緊急輸送道路延長は、国道、都道府県道及び市道等の全道路種別に係る部分である。  
 4 バリアフリー法特定道路について、特定道路延長は、国道、都道府県道及び市道等の全道路種別に係る部分である。  
 5 表中の「—」は、国土交通省環境安全課では算出していないため数値を記載できなかったものである。

## 福岡県内の直轄国道に係る電線共同溝の指定道路における無電柱化率(平成25年度)

(単位: km、%)

区分	福岡県内全体(福岡国道事務所管内)	
電線共同溝完了済み道路延長(分子) e	21	(15)
電線共同溝の指定道路延長(分母) f	33	(25)
無電柱化率(e/f)	63.64	(60.00)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 電線共同溝の指定道路延長は、福岡県内における直轄国道に係る部分である。また、( )内は福岡国道事務所管内の数値であり、内数である。

# 電柱の本数等の推移

## 九州電力管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移

(単位：千本)

年度	総数	撤去数			新設数				
		電力供給	移設要請	その他	電力供給	移設要請	その他		
平成 21	2,386 (548) [100.0]	25 (6)	2	15	8	39 (10)	15	15	9
22	2,400 (551) [100.6]	23 (6)	2	14	7	37 (9)	15	15	7
23	2,410 (554) [101.0]	24 (5)	2	14	8	34 (8)	14	15	5
24	2,421 (557) [101.5]	18 (4)	2	13	3	29 (7)	13	14	2
25	2,437 (561) [102.1]	17 (4)	2	13	2	33 (8)	18	13	2

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 ( )内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。  
 3 [ ]内の数字は指数である。

## NTT九州事業本部管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移

(単位：本)

年度	総数	撤去数	新設数
平成 21	1,862,240 (436,070) [100.0]	55,416 (15,318)	53,969 (15,234)
22	1,861,074 (436,993) [99.9]	46,104 (10,898)	44,938 (11,821)
23	1,859,531 (436,903) [99.9]	50,518 (13,744)	48,975 (13,654)
24	1,856,471 (435,769) [99.7]	45,812 (13,476)	42,752 (12,342)
25	1,855,288 (435,515) [99.6]	43,659 (12,355)	42,476 (12,101)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 電柱の数値はNTT九州事業本部管内のうち、沖縄県分を除いた数値である。  
 3 ( )内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。  
 4 [ ]内の数値は指数である。

# 無電柱化協議会

## 無電柱化協議会の設置目的等

協議会名称	設置目的等
九州地区無電柱化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点</li> <li>・<u>道路の無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、今後の無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資する。</u></li> </ul>
福岡県無電柱化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点</li> <li>・<u>無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資する。</u></li> </ul>
福岡市無電柱化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な歩行者空間を確保し、防災活動並びに都市美観の向上などを図る（観点）。</li> <li>・<u>無電柱化計画の策定に関し、必要な資料の整備及び実施計画の作成を行うことを目的</u></li> </ul>

(注) 1 各協議会の規約等に基づき当局が作成したものであり、下線は当局が付したものである。

2 「無電柱化に係るガイドライン」における地方ブロック無電柱化協議会に係る記載

①構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。

②都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。